

設計・調査・測量業務委託評定考査基準

1 成績の評定

- (1) 成績の評定は、対象業務の目的及び内容により「地質調査・単純調査業務・測量業務」，「調査業務・計画業務」，「概略設計・予備設計・基本設計」又は「詳細設計・実施設計」の各採点表から1つを選定し行うものとする。
- (2) 対象業務が複数にまたがる場合においては、業務の目的及び金額を勘案して主たる業務を1つ選定し、その業務の考査をもって評定点とみなすものとする。

2 「調査業務・計画業務」「単純調査業務」の相違について

- (1) 「調査業務・計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や、高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった、比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務・計画業務」採点表を使用するものとする。
- (2) 高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等は「単純調査業務」と定義し、「地質調査・単純調査業務・測量作業」採点表を用いて評定するものとする。なお、「単純調査業務」の対象業務については、下表に示す例を参考とする。

「単純調査業務」の例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務
	単純なデータ処理業務
	書類編集的な業務
	文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水門観測業務
	不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
	補償数量の算出
	工事記録等資料の分類・整理
	工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査
	一般的な交通量観測業務
	台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
情報	定期的なデータメンテナンス
	資料収集的な業務
	単純なデータ作成のみの業務

防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染，水質汚濁，騒音，振動等調査及び分析方法が JIS 等で規定されている測定業務

3 担当係長考査基準

- (1) 考査方法 担当係長は監督員の評定趣旨を十分理解尊重した上で，各項目について直接関与した場合（程度を問わない。）についてのみ監督員の評定結果に加減点することにより総合考査を行う。
- (2) 考査内容 採点表（監督員用）の各評価項目の評価の視点を参考に，業務についての総合考査を行う。
- (3) 評定点範囲 採点表（監督員用）の各評価項目について，それぞれ±20点の範囲で評定するものとする。ただし，各項目ごとの担当係長の点数と監督員の点数の合計は100点を超えてはならないものとする。
- (4) 事故等による減点 当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し，指名停止等の措置を行った場合には，当該業務の総合評定点（100点満点換算）から，別表－1を参考として15点まで減点することができる。

別表－1 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	文書注意	指名停止が1 か月まで	指名停止が1 か月を超える
減 点	5 点	10 点	15 点

- (5) 瑕疵修補及び損害賠償による減点 成果品に受託者の責任に起因する瑕疵が存在し，契約図書に記された手続きに従い瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には，当該業務の総合評定点（100点満点換算）から，別表－2を参考として10点まで減点することができる。ただし，ここでいう瑕疵修補とは，軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

別表－2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補の実施	損害賠償の実施
減 点	5 点	10 点

4 監督員及び検査員考査基準

- (1) 考査方法 監督員及び検査員は、当該業務の履行状況に応じ、採点表（様式第3号及び様式第4号）の各考査項目により考査を行うものとする。
- (2) 考査項目 採点表における各評価の視点ごとの考査項目は、上段2項目は「基本的事項」、下段2項目は「応用事項」とし、考査項目の追加、削除又は評価比重の変更は行わないものとする。

5 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、別表－3を参考として対象業務に応じて評価項目ごとに重み付けを考慮する。